

平成 26 年度 柳井市功労者表彰

11月21日(金)、柳井市役所で平成 26 年度柳井市表彰式を挙行し、柳井市の発展に功績のあった人を表彰します。

本年度の市功労者は、次の5人の皆様です。

●問い合わせ 総務課 ☎ 2111 内線 430

■ 山本 幸夫さん

昭和35年から42年間にわたり柳井市農業委員会委員を務められ、委員会活動及び農地制度の適正な推進に貢献されるとともに、現在実施中の南周防地区国営緊急農地再編整備事業においては、伊保庄第1換地区の換地委員として、生産基盤の整備と耕作放棄地を含む農地利用の再編の推進に尽力されています。また、柳井地区吟剣詩舞道連盟では、昭和54年の設立当初から32年間にわたり役員として、平成19年及び平成20年には理事長として、連盟の運営に努められるなど、地域文化の振興に寄与されました。



■ 平尾 守人さん

昭和60年から12年間にわたり余田地区コミュニティ協議会長を務められ、コミュニティ活動の推進に尽力されました。また、平成10年から平成19年まで余田地区社会福祉協議会長及び柳井市社会福祉協議会理事として、高齢者福祉活動を積極的に展開されるとともに、広く地域住民の信望を集め、余田老人クラブ会長、余田ゲートボールクラブ会長等を務められるなど、地域福祉の向上に寄与されています。

■ 星出 隆太朗さん

38年間にわたる教員職を定年退職後、平成10年から平成12年までドミニカ共和国日本語学校長を、平成13年から平成17年まで旧大畠町教育委員会教育長を務められました。引き続き合併後の柳井市教育委員会では、平成17年から平成21年まで委員長職務代理者として、常に委員長を補佐し、豊富な経験と高い見識で委員会運営に従事されるなど、地方教育行政の推進に寄与されました。





■ 清重 一男さん

昭和60年から現在に至るまで阿月地区コミュニティ協議会の役員として、平成15年から同協議会長として、心豊かな地域づくりを推進されるとともに、平成17年から阿月地区社会福祉協議会においても役員を務められるなど、地域社会の発展に尽力されています。また、昭和53年から現在に至るまで柳井市農業委員会委員を務められ、委員会活動及び農地制度の適正な推進に貢献されるなど、農業振興に寄与されています。

■ 酒井 博美さん

昭和62年の柳井市観光ボランティアの会の設立当初から参加され、白壁の町並みの観光ボランティアガイドとして、団体観光客等を案内されています。平成13年から平成15年まで柳井市観光ボランティアの会副会長を、平成15年から平成26年まで柳井市観光ボランティアの会会長を、さらに平成22年から平成26年までおいでませ山口観光ボランティアガイド連絡協議会会長を務められるなど、観光振興に寄与されました。



第9回柳井ひとづくりアカデミー（講演会）



浦家と海防僧月性

入場無料
申込不要

—幕末民衆の政治参加を考える—

12/13 (土) 13:30 ~ 15:00
(開場 13:00)

山口県史編さん室明治維新部会専門委員

会場 / アクティブやない

上田 純子 氏

プロフィール 京都女子大学文学部卒、東京大学大学院人文社会系研究科博士課程修了・文学博士
日本学術振興会特別研究員(DC)、同(PD)、県史編さん室明治維新部会調査委員、県文化振興課資料調査員などを歴任し、現在は県史編さん室明治維新部会専門委員を務める。

■主催 柳井市

■共催 公益財団法人 僧月性顕彰会

■問い合わせ

政策企画課

☎ 080-2111 内線 471

子ども・子育て支援新制度が始まります！

（平成27年度 保育所（園）・幼稚園の園児募集）

新制度で、何が変わるの？

来年度から、保育認定、教育標準時間認定などの「認定」を受け、認定に応じて利用先（保育所・幼稚園・認定こども園）を選択していく仕組みが導入されます。

施設の種類は



幼稚園、保育所、認定こども園の3種類です。

利用のための認定を受けます



※平成27年度は、認定こども園へ移行する市内の施設はありません。

▼認定こども園／幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体化に行う施設です。保護者の就労状況に関わりなく利用ができます。

▼保育所／就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって、小学校就学前の子どもを保育（養護と教育）する施設です。

保育所等を利用する場合は、保育を必要とする事由に該当することが必要です



○保育を必要とする事由

次のいずれかに該当することが必要です。

▼幼稚園／小学校以降の教育の基礎を作る幼児期の教育を行う学校です。新制度に移行する幼稚園と、手続きや保育料などについて従来どおりの運営を続ける幼稚園に分かれます。

※平成27年度は、市内幼稚園は新制度へ移行しないので、従来どおりの運営となります。

新制度では、市が認定する3つの区分に応じて、利用先が決ります。
保育所を利用する人は、必ず下表の2号または3号の認定が必要です。

①就労／②妊娠・出産／③保護者の疾病・障がい／④同居又は親族の介護・看護／⑤災害復旧／⑥求職

■認定区分と利用先

平成27年度は、市内幼稚園は新制度へ移行しないため、市内幼稚園を利用する人は、「1号認定」を受ける必要はありません。

認定区分	1号認定 (教育標準時間認定)	2号認定 (保育認定)	3号認定 (保育認定)
対象年齢	満3歳以上	満3歳以上	満3歳未満
利用先	幼稚園（市外） 認定こども園（市外）	保育所 認定こども園（市外）	保育所 認定こども園（市外）

■「①就労」を事由とする場合の区分・利用時間

区分	認定要件（「就労」の場合）	利用時間
保育標準時間	保護者のいずれもが、週30時間、月120時間以上の就労	1日最大11時間で、保育を必要とする時間
保育短時間	保護者の両方またはいずれかが、月48時間以上（1日4時間以上かつ月12日以上）120時間未満の就労	1日最大8時間で、保育を必要とする時間

○保育の必要量

右の保育を必要とする事由（①～⑩）の認定要件に沿って、「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。この区分により、保育の利用時間が決まります。

活動／⑦就学／⑧虐待・DV／⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること／⑩その他 市が認める場合

利用の手続きは？

幼稚園、認定こども園を利用される場合は、直接、園に手続きを確認してください。

保育所等(2・3号認定) ◆保育所を利用する場合は この手続きが必要です。

- 市に「保育の必要性」の認定申請と保育所の利用申込を同時にします。

2 市から認定証が交付されます (平成27年3月予定)

- 申請者の希望、保育所等の状況などにより、市が利用調整をします

*²で認定証が交付された人もあります。

- 利用先の決定後、契約となります



保育所(園)を利用するための手続き

保育料はどうなるの？

新制度での保育料は、保護者の所得に応じた負担額を市が設定します。具体的な金額については、検討中ですので、改めてお知らせいたします。

*市内の幼稚園の平成27年度保育料は新制度に移行しないため、従来どおり各園で決める額となります。また、就園奨励費は、従来どおり市から交付します。

子ども・子育て支援新制度 説明会（入場無料・申込不要）



○日時

4回開催(4回とも同じ内容)

▼11月24日(祝)

①10時～11時／②14時～15時

▼11月26日(水)

③10時～11時／④19時～20時

○場所 市文化福祉社会館大會議室

○内容

▼子ども・子育て支援新制度とは
▼保育所(園)、幼稚園等を利用す
るために

●問い合わせ

市社会福祉課
☎②2111内線188

防災行政無線を使用して、情報伝達訓練を行います



地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム（J - ALERT※）を用いて、国からの緊急情報を、確実に市民の皆様へ伝えることを目的としています。

※ J-ALERT(Jアラート)とは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

○日時 11月28日(金)11時頃

○方法 市内39箇所に設置してある防災行政無線のスピーカーから、一斉に放送します。

○放送内容

上りチャイム音+「これは、テストです。」(3回繰返し)
+下りチャイム音

○その他

- ▼この訓練のため、11時の時報は放送されません。ご注意ください。
- ▼当日は、柳井市以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。

●問い合わせ

危機管理室 ☎②2111内線431

防災行政無線の
音声放送が
聞き取れなかつたとき

●防災行政無線
電話応答サービス

☎②6400

みんなおいでよ！ 平成27年度 保育所(園)・幼稚園 新入園児募集

認定申請・入所(園)手続き

■保育所(園)

市に「保育の必要性」の認定申請と保育所の利用申込を同時に行います。

なお、現在入所している保育所を継続して利用する人は、各保育所が指定する日までに、入所中の保育所へ申し込んでください。

○申込書の配布 11月20日(木)
○申込期間 11月25日(火)

※入所選考は申込の先着順ではなく、保育の必要性の高い順に行います。

□現在育児休業中の人に
は、入所予約の制度を設けています。詳しく述べて、お問い合わせください。

●問い合わせ

市社会福祉課
☎②21111(内線187・188)

■幼稚園

○申込期間 定員に達するまで随时

※各園で申込期間や保育料等が違いますので、直接、幼稚園に問い合わせてください。

●問い合わせ

各幼稚園

だいに ルンビニ第二保育園

柳井・白潟西二 ☎②9900 / 定員90人
平日7:00～19:00, 土曜7:00～18:00

異年齢の中で自然に受け継がれていく生活力・人ととかかわる力・学びの芽。子どもは、言葉で教えるよりも何倍も見て育ちます。成長の根である好奇心と意欲を保障し、子どもの内なる力を引き出す養護と教育に取り組んでいます。



おおばたけ 市立大畠保育所

神代・中筋 ☎④2619 / 定員60人
平日 7:00～19:00, 土曜 7:30～17:00

豊かな自然に囲まれた、笑顔いっぱいの保育所です。子どもと保護者の心に寄り添い、一人ひとりを大切にじっくり保育に取り組んでいます。地域の皆さんからも愛され、可愛がられています。年長さんの和太鼓と一輪車が自慢です。



やないみなみ 市立柳井南保育所

伊保庄・小野下前 ☎②0030 / 定員60人
平日7:00～19:00, 土曜7:30～17:00

子どもと保護者が、毎日楽しんで登園できる保育所であるよう心がけ、豊かな自然に囲まれた中でワクワクする経験がいっぱいです。

地域行事への参加を通して、「地域の子宝」として温かく見守られています。



ほうこう 放光保育園

柳井・土手 ☎②3076 / 定員90人
平日7:00～19:00, 土曜7:20～18:00

いつもニコニコ、みんな仲良しの子どもたちと、元気いっぱいの保育士のいる保育園。「できる力」を伸ばせるよう、一人ひとりを大切に、お家のような温もりのある保育を心がけています。ホリデー保育(日・祝)8:30～17:00)も行っています。



ルンビニ保育園

柳井・片野西 ☎②1078 / 定員90人
平日7:00～19:00, 土曜7:00～18:00

「遊ぶの大好き！友だちが好き！そして自分も大好き！」そんな子どもに育って欲しいと願っています。多くの人に支えていただきながら、感謝する心と思いやりの心を育み、一人ひとりを愛する保育をめざしています。



しんじょう 新庄保育園

新庄・下富尾 ☎ 0491 / 定員 60人
平日 7:00～18:30, 土曜 7:00～18:00

四季折々の自然にふれながら、のびのびと過ごせる保育園です。「思いやりの心」「ありがとう感謝する心」「生命の尊さに手を合わせて感謝する心」を育みながら、一人ひとりの子どもの成長を見守り、楽しく保育活動をしています。



わかば 若葉保育園

柳井・下馬皿 ☎ 01178 / 定員 120人
平日 7:00～19:00, 土曜 7:00～18:00

面白そうだ！やってみたい！そんな保育を理想とし、子ども達が夢中になって遊べる環境作りに取り組んでいます。遊び、生活、食事が充実する事が、子どもの生きる力を育むと思い保護者と協力して子どもの笑顔を見守る保育園です。



よた 余田保育園

余田・小平尾 ☎ 022 2410 / 定員 60人
平日 7:00～19:00, 土曜 7:00～18:00

「みんな仲良し遊びの天才！！」子どもたち一人ひとりにきめ細やかな保育を心がけ触れ合いのある暖かい家庭的な雰囲気の中で経験を通して、たくさんの事を発見したり、考えたりと子どもたちの成長の芽を大切にし、毎日げんきいっぱいに過ごしています。みなさん遊びに来てくださいね。



はに 羽仁保育園

柳井・西向地 ☎ 022 2625 / 定員 60人
平日 7:00～19:00, 土曜 7:00～18:00

縦割りの自由保育で、年齢の異なる子どもたちが兄弟姉妹のようにふれあい助け合い、遊びの中で描かれる笑いと涙のジグザグ成長記。

先生も子どももみんな仲良し。

光る個性をつつみ込む柔らかな空間。



やない 柳井幼稚園

柳井・姫田 ☎ 022 0418 / 定員 175人
平日 8:30～14:30(16:30まで延長可)
土曜 8:30～11:30(第1, 3, 5自由登園)

小高い丘の上にある自然豊かな幼稚園。そこで過ごす子どもたちには明るくのびのびと思いやりのある子に育ってほしいと願っています。子ども一人ひとりの個性を大切にし、日々の遊びや絵画造形教室、お話会などで豊かな育ちを支えます。



いかち 伊陸保育園

伊陸・藤の木 ☎ 022 0825 / 定員 40人
平日 7:00～19:00, 土曜 7:00～18:00

豊かな自然の中で子どもたちはのびのびと明るく園生活をおくっています。戸外活動では体力作りにも取り組んでいます。子育て支援センターは地域交流、意見交換の場としても充実しています。気軽に足をはこんでください。



りゅうび 柳美幼稚園

柳井・山根 ☎ 022 1434 / 定員 90人
平日 8:00～14:30(16:30まで延長可)

子どもたち一人ひとりを温かいふれあいと愛情の中で、じっくりと見つめながら共に喜び、共に考えていくことを大切にする幼稚園です。いつも子どもたちの明るい笑顔があふれ、元気いっぱいにのびのびと過ごしています。



ひづみ保育園

日積・大原 ☎ 0428 / 定員 30人
平日 7:00～19:00, 土曜 7:00～18:00

豊かな自然に囲まれ、子どもたちは五感をいっぱい働かせて遊び、驚きと発見の毎日です。

日々の気付きを大切にした保育を行っています。「楽しい！大好き！保育園」。支援センター、児童クラブも開設しています。





よくある質問

Q 来年の原動機付自動車(原付)の税額は?

A 原動機付自動車(原付)は、登録年月にかかわらず、来年度(平成27年度)から、すべて新しい税額(下表1)が適用されます。

Q 軽自動車の中古車を買った場合、税額はどうなるの?

A 新車新規登録の年月(車検証の「初度検査年月」の年月)によって決まります。中古車でも、新車新規登録の年月が平成27年4月以後であれば新しい税額(下表2の②)が、平成27年3月以前であれば現行の税額(下表2の①)が適用されます。

ただし、新車新規登録の年月から13年以上経過した車両を買った場合は、平成28年度から重課税額(下表2の③)が適用されます。

軽自動車税が変わります

地方税法の改正により、平成27年度から軽自動車税の税額が変更となります

■原動機付自転車及び二輪車等 (左下の表1)

登録年月にかかわらず、平成27年度から、変更後の税額が適用されます。

■四輪以上及び三輪の軽自動車 (左下の表2)

新車新規登録の年月(※)によつて次の①から③のとおり、適用される税額が異なります。
※新車新規登録とは、自動車検査証(車検証)内の「初度検査年月」に記載されている年月のことです。

■表1 原動機付自転車(原付)、二輪車などの税額(年額)

種 別		税額(年額)	
		変更前	変更後
原動機付自転車	50cc 以下	1,000 円	2,000 円
	50cc を超え 90cc 以下	1,200 円	2,000 円
	90cc を超え 125cc 以下	1,600 円	2,400 円
	50cc 以下のミニカー	2,500 円	3,700 円
二輪の軽自動車	125cc を超え 250cc 以下	2,400 円	3,600 円
小型特殊自動車	農耕作業用自動車	1,600 円	2,400 円
	その他のもの(フォークリフト等)	4,700 円	5,900 円
二輪の小型自動車	250cc を超えるもの	4,000 円	6,000 円

■表2 軽自動車(三輪、四輪以上)の税額(年額)

軽自動車車種区分		税額(年額)		
		①平成27年3月31日までの登録車 (現行税額)	②平成27年4月1日以降の登録車 (新税額)	③登録後13年を経過(重課税額) 平成28年度~
四輪乗用の軽自動車	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
四輪貨物の軽自動車	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
三輪の軽自動車		3,100 円	3,900 円	4,600 円

▼新車新規登録が平成15年10月14日以前の車両は、車検証に「検査年」のみが記載されているため、検査年の12月を検査年月として年数を算定します。

▼動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車並びに被けん引車を除きます。

①平成27年3月31日以前に取得されている車両の税額は、③を除き、変更はありません。

②平成27年4月1日以後に新車新規登録される車両は、新しい税額が適用されます。

③平成28年度からは、自動車環境対策の観点により、新車新規登録から13年を経過した車両(4月1日時点)については、以後の年度において重課税額が適用されます。

●問い合わせ
②2111内線131・132 税務課

